

## ガスシステム改革に向けた国民からの御意見

(平成26年8月30日～平成26年9月17日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

## 御意見① (平成26年9月15日)

## 《意見(その4)》

9月5日のガスシステム改革小委員会(第13回)で提示された[資料4「海外のガス事業の状況」](#)(以下「資料4(海外ガス事業の状況)」と記す)に関連して、以下の通り意見を提出する。

資源エネルギー庁は、ガス料金規制を撤廃する理由として、日本におけるガス事業を巡る競争状態の有効性を挙げていると私には思える。資料4(海外のガス事業の状況)を提示したのは、まさにそうした意図であると推察している。

私はこれまで3回ほどパブリックコメントとして意見提出をしてきたが、それは、「消費者利益を見出すことができない料金値上げ自由化」にエネ庁当局が異常なまでに執着するのは何故か、いったい誰(何)のために疑似独占状態の残る蓋然性が極めて高いネットワーク型ガス事業の料金規制(=料金値上げ抑制機能)を撤廃して市場原理に委ねたいのか、皆目理解できないからである。

経過措置などによって「需要家の選択肢拡大と需要家の保護を両立」させずして、従来の規制以上に、需要家がガス料金面でどのような利益を享受できる可能性が高まるのかについて、明快な説明が必要である。

「[ガスシステム改革に向けた意見募集について](#)」では、その趣旨として、『検討を進めておりますガスシステム改革は、国民生活や経済活動に幅広く関わりを持つものです。このため、その検討には、できる限り幅広い国民の皆様からの御意見を反映していきたいと考えており、この度、御意見を募集することといたしました。国民の皆様からいただいた御意見は、委員会にも随時、報告を行い、議論の参考にさせていただきます。ただし、いただいた御意見について、個々に回答はいたしかねますので、御了承願います』とあるが、「国民生活や経済活動に幅広く多大な影響を与える」ことから、単に委員会の参考資料として添付するだけでは、「一方通行の公聴の方便」に過ぎないと誤解されないよう留意すべき。

ついては、[資料4\(海外ガス事業の状況\)](#)で示された事項について、それぞれ以下の通りの意見を成案に向けた論点提起として提出するので、次回以降に委員会の場で適宜ご議論頂くことを期待する。

## 1. ガス事業の競合状態について

[資料4（海外ガス事業の状況）](#)のp30では、「小売自由化範囲の段階的な拡大に伴い、新規参入事業者数は順調に増加している。新規参入者の中では、電気事業者が供給量ベースで40%を占め、最も多い。供給量における新規参入者のシェアも自由化範囲の拡大に伴い増加しており、2007年以降では、新規参入者のシェアは10%以上（電気は4%程度）で推移している」と記述されている。

この記述は、[資料4（海外ガス事業の状況）](#)のp31の図表42（下記＜参考1＞）を参照しながらの解説であるが、次のような理由から、この図表42はガス事業の競合実態を示すデータとは言えない。

①新規参入者のガス販売量シェアは直近で12.1%を占め、電気での新規参入率4%程度を大きく上回っている。だが、2011年度以降は低下してきている。これは主に、東日本大震災以降の発電向けなど大規模需要の減少による影響であろう。家庭需要は小規模需要であるため、一件当たりの消費量や需要格差は小さいが、対象件数は2000万件以上と膨大。だから、家庭需要を巡る競合状態を計る指標は、販売量シェアではなく、件数シェアとなるべき。

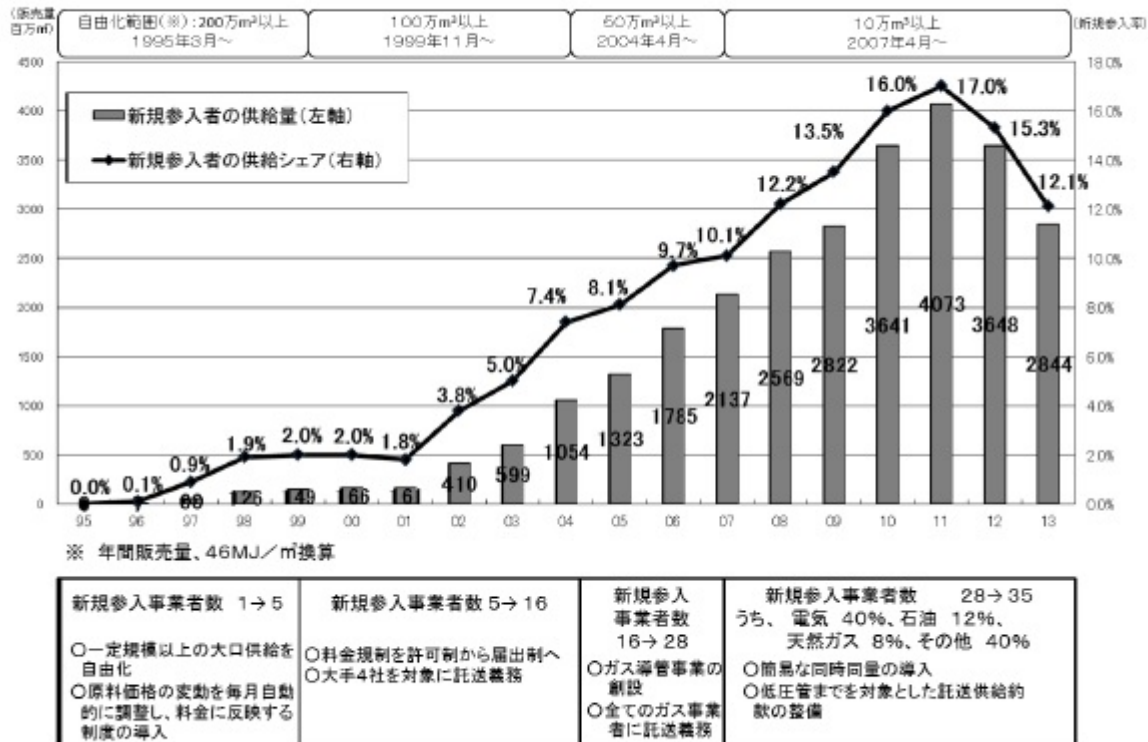
②[ガス安全小委員会（第4回）の資料4](#)のp2では、「大口ガス事業の届出については、平成25年3月時点で、計94事業者から727件（一般ガス事業者：60事業者・435件、ガス導管事業者：14事業者・194件、その他の事業者：20事業者・98件）がなされている」と記述されている。この記述の上に掲げられている図1（下記＜参考2＞）によると、平成24年度実績での大口供給は11973件。よって、現行での大口供給件数シェアは6%（ $\div 727 \div 11973$ ）でしかなく、更にこれを一般ガス事業者以外の者（新規参入者）に限定すると、その件数シェアは2%（ $\div (194 + 20) \div 11973$ ）でしかないことがわかる。

③また、[ガスシステム改革小委員会（第1回）の資料5](#)のp33では、「各地域における新規参入者の分布を見ると、新規参入が活発に行われているのは、関東、関西及び中部と、いずれも大手ガス事業者（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）の供給区域内である」と記述されていることから、実際には新規参入者が少ない地域も相当にある。これは、市場原理、即ちガス事業の採算性に起因するものが殆どであろう。そう考えると、現実的には、地域によっては大口需要家向け市場だけでなく、家庭需要向け市場での新規参入は見込める可能性は殆どないと言わざるを得ない。

以上①～③のことから、家庭需要向け市場が、特に大手ガス事業者以外にとっては有効な競争状態にあるとはとても思えないが、それでもエネ庁当局は家庭需要向け市場が全国一律に料金規制を撤廃すべき有効な競争状態にあると考えているのか？

＜参考1＞

【図表 42】新規参入者数及び供給シェアの変化

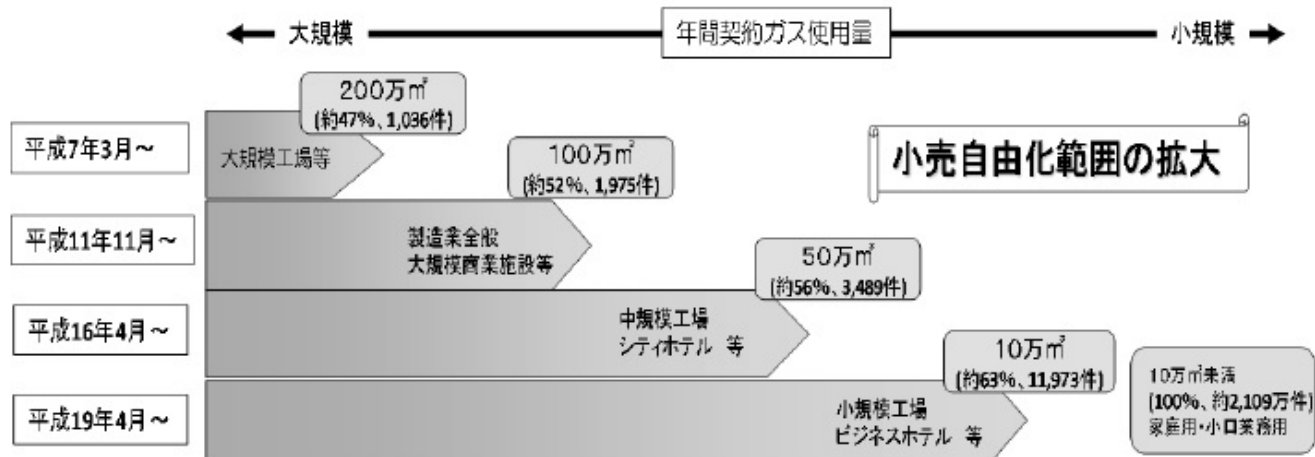


(出典) 資源エネルギー庁調べ

(出所: [http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas\\_system/pdf/013\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/013_04_00.pdf) のp31)

<参考2>

図1. 自由化範囲拡大イメージ



（注）（ ）内の数字は大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合（累積）及び対象需要件数（調定件数）平成24年度実績

出典：日本ガス協会調べ

（出所：[http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/gas\\_anzen/pdf/004\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/hoan/gas_anzen/pdf/004_04_00.pdf) のp2）

## 2. 供給区域内の都市ガス普及率について

資料4（海外ガス事業の状況）のp31では、「一般ガス事業者の供給区域内における家庭用需要に関する普及率は、全国平均で約70%、都市部に供給区域を有する第1グループでも約80%となっており、ガス導管が普及している地域でも、平均で約3割、都市部でも約2割の利用者は、LPガスやオール電化など、他のエネルギー源を利用しているものと考えられる。なお、供給区域の拡張により、調定件数（ガスを実際に利用している戸数）は増加しているが、普及率は微減傾向にある」と記述されている。

この記述は、資料4（海外ガス事業の状況）のp32～33の図表43～45（下記<参考3>～<参考5>）を参照しながらの解説である。

<参考3>

【図表 43】一般ガス事業者のグループ別供給区域内普及率

|       | 供給区域内<br>普及率 | 普及率別事業者数 |        |        |         |     |
|-------|--------------|----------|--------|--------|---------|-----|
|       |              | 0-25%    | 25-50% | 50-75% | 75-100% | 計   |
| ①グループ | 79.2%        | —        | —      | 1      | 2       | 3   |
| ②グループ | 57.5%        | —        | 1      | 5      | —       | 6   |
| ③グループ | 55.6%        | 4        | 49     | 42     | 23      | 118 |
| ④グループ | 43.6%        | 8        | 47     | 24     | 3       | 82  |
| 全国計   | 69.3%        | 12       | 97     | 72     | 28      | 209 |

(出典) 資源エネルギー庁ガス市場整備課「ガス事業年報」平成24年度版から資源エネルギー庁作成

※1. 普及率は供給区域内調定数/供給区域内世帯数で算出。

※2. 調定数とはガス料金請求書を発行した件数をいう。

(出所: [http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas\\_system/pdf/013\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/013_04_00.pdf) の  
p 32)

#### <参考4>

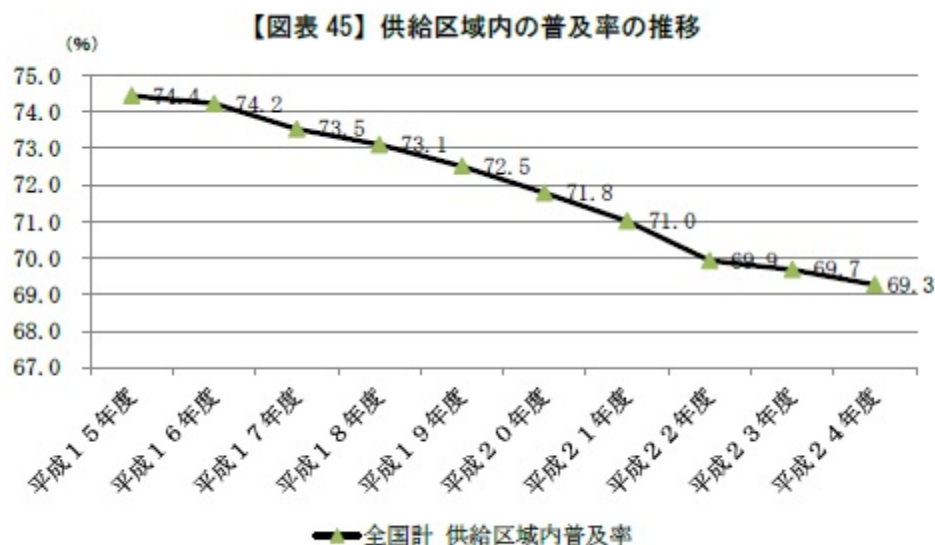
【図表 44】供給区域内世帯数及び調定件数の推移



(出典) 資源エネルギー庁ガス市場整備課「ガス事業年報」平成24年度版

(出所: [http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas\\_system/pdf/013\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/013_04_00.pdf) の  
p 32)

#### <参考5>



（出典）資源エネルギー庁ガス市場整備課「ガス事業年報」平成24年度版

（出所：[http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas\\_system/pdf/013\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/013_04_00.pdf) の  
p 33）

しかし、図表44～45は、あくまで全国平均値に過ぎない。一般ガス事業の全国販売量や需要件数の7割は、大手ガス3社で占められている。図表43の供給区域内普及率でわかるように、全国計は「大手ガス3社＝①グループ」の数値に影響されており、他グループ内では普及率がまばらなのがある。更に、「供給区域内普及率」は、下記の理由から、地域による“都市ガスと他燃料とのエネルギー間競争”の実相を必ずしも正確に表していない。

- ①「供給区域」とは、「市区町村字」単位で設定され、その範囲でガス導管を延伸することにより都市ガス（一般ガス事業）の普及義務と供給義務を課すものであって、必ずしもガス導管が敷設されているとは限らない。ガス導管の延伸を希望する需要家は、そこが供給区域内であったとしても、延伸距離により多額の負担を求められることがある。また、地形によってはガス導管の延伸が困難な場合もあり得ることから、例えば東部ガスのホームページ (<http://www.tobugas.co.jp/guide/use/area.html>) では、「供給エリアであっても、ガス管の整備状況によりましてはお申込み・ご要望にお応えできない場合もございます」と記されている。
- ②ガス導管が比較的普及している三大都市圏の供給区域においても、需要家が新たに都市ガスの利用を希望する場合、需要家宅の近傍までガス導管が延伸していないので、その引込みの「工事負担金制度」としてガス事業者が負担する一定額以上の多額の費用を需要家に求めるような“都市ガス未普及の地域”は今も点在する。特に山間や郊外など田園地域では、供給区域となる「市区町村字」単位が都市部に比べて相当に広いため、供給区域内であってもガス導管の未普及区域が広く、区域周縁の供給区域外と同様に負担を伴うことがよくある。地方ガス事業者ほど都市ガス普及率は低いという傾向がある（参考6）。

③よって、都市ガスの供給区域内であってもガス導管が未普及の区域では、ガス導管引込みの追加負担を諦めてオール電化やＬＰガスを利用することになる。そもそも、都市ガスが選択肢になり得ないにも関わらず、それを分母とした都市ガスの供給区域内普及率を他燃料との競争指標とすることは、競争実態を正確に反映しているとはとても言えない。競争実態を正確に把握するには、ガス導管を需要地に引込む場合に需要家負担のない地域に限定した全世帯における都市ガス利用者の割合とすべきである。

④また、全ての都市ガス事業者（一般ガス事業者）を供給区域内普及率で上位から並べると、下記＜参考７＞のようになっており、かなりの格差が見られるところだ。普及率５０％以上のガス事業者は全体の約６割の１３０社程度だが、公営事業者では全２９事業者の中で、約８割の２４事業者を占め、効率的な供給区域設定をしていると言える。

⑤更に、上記＜参考５＞で示される供給区域内の普及率は、平成１９年度の７２．８％が平成２４年度に６９．３％に低下している、としているが、下記＜参考８＞のように増加しているガス事業者もある。

#### ＜参考６＞

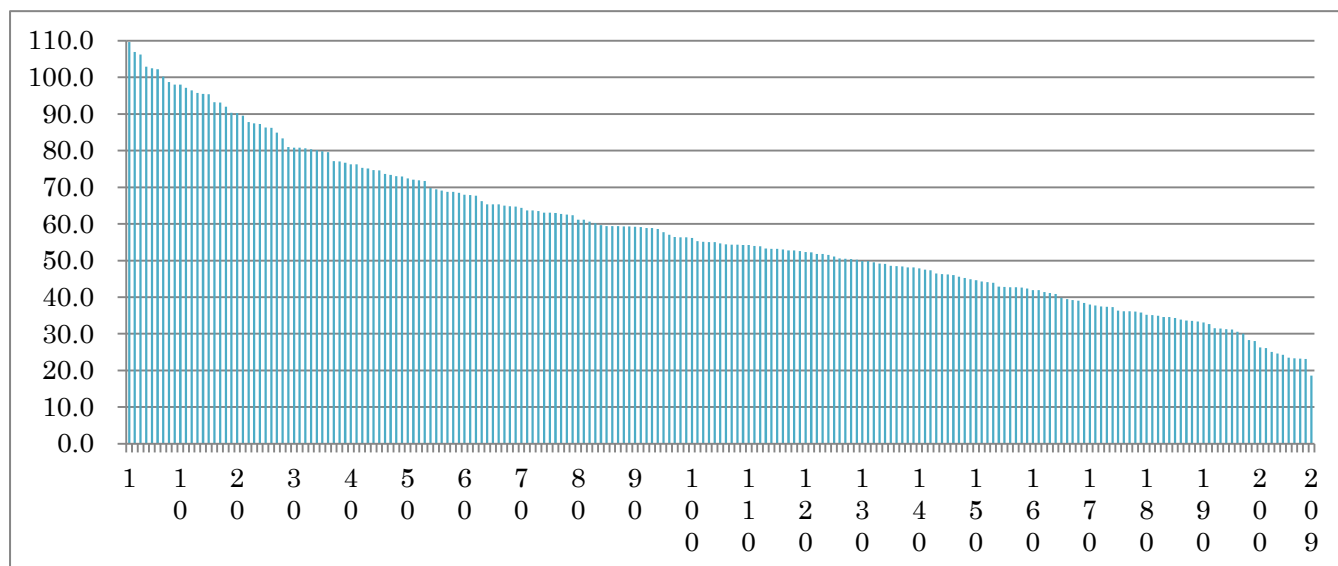
供給区域の普及率が低いガス事業者ベスト２０（出所：ガス事業年報 2012 年度）

| N<br>o | 事業者名    | 県名  | %    |
|--------|---------|-----|------|
| 1      | いわき     | 福島  | 18.6 |
| 2      | 太田都市    | 群馬  | 23.1 |
| 3      | 国分隼人    | 鹿児島 | 23.2 |
| 4      | 気仙沼市    | 宮城  | 23.3 |
| 5      | 埼玉（深谷市） | 埼玉  | 23.5 |
| 6      | 飯塚      | 福岡  | 24.3 |
| 7      | 島田      | 静岡  | 24.6 |
| 8      | 沼田      | 群馬  | 25.1 |
| 9      | 御殿場     | 静岡  | 26.1 |
| 10     | 寒河江     | 山形  | 26.3 |

| N<br>o | 事業者名      | 県名  | %    |
|--------|-----------|-----|------|
| 11     | 湖東        | 秋田  | 28.0 |
| 12     | エコア（中津市）  | 大分  | 28.3 |
| 13     | 五所川原      | 青森  | 30.0 |
| 14     | 丹後        | 京都  | 30.6 |
| 15     | 秩父        | 埼玉  | 31.2 |
| 16     | 大武        | 奈良  | 31.3 |
| 17     | 伊奈都市（伊奈町） | 埼玉  | 31.4 |
| 18     | 岩見沢       | 北海道 | 31.5 |
| 19     | 秦野        | 神奈川 | 32.7 |
| 20     | 新庄都市      | 山形  | 33.1 |

<参考 7>

全ガス事業者（209 事業者）の供給区域内普及率（2013/3 末）降順グラフ（出所：ガス事業年報 2012 年度）



<参考 8>

普及率 [%] 増加ガス事業者ベスト 20 [2013/2008 年比較]（出所：ガス事業年報 2007 年度・2012 年度）

| No | 事業者名 | 2013/3 末 | 2008/3 末 | 差異   | No | 事業者名 | 2013/3 末 | 2008/3 末 | 差異  |
|----|------|----------|----------|------|----|------|----------|----------|-----|
| 1  | 仙南   | 71.7     | 58.2     | 13.5 | 11 | 山形   | 48.4     | 45.3     | 3.1 |
| 2  | 日本   | 48.5     | 36.3     | 12.2 | 12 | 京和   | 69.1     | 66.2     | 2.9 |
| 3  | 島田   | 24.6     | 14.9     | 9.7  | 13 | 佐渡   | 84.9     | 82.1     | 2.8 |
| 4  | 大武   | 31.3     | 22.7     | 8.6  | 14 | 昭島   | 58.6     | 56.1     | 2.5 |
| 5  | 美浦   | 109.6    | 103.0    | 6.6  | 15 | 寒河江  | 26.3     | 24.1     | 2.2 |
| 6  | 十和田  | 36.2     | 31.1     | 5.1  | 16 | 鬼怒川  | 80.6     | 78.4     | 2.2 |
| 7  | 湯河原  | 38.4     | 33.7     | 4.7  | 17 | 長岡市  | 95.7     | 93.6     | 2.1 |
| 8  | 美唄   | 53.2     | 49.0     | 4.2  | 18 | 大東   | 52.6     | 50.5     | 2.1 |
| 9  | 高松   | 106.9    | 103.0    | 3.9  | 19 | 中遠   | 44.1     | 42.3     | 1.8 |
| 10 | 下田   | 42.9     | 39.8     | 3.1  | 20 | 青梅   | 51.8     | 50.1     | 1.7 |

（注）2008～2013 年に合併等による供給区域の増減があり得る。

以上のことに加え、去る 7 月 24 日に提出した「国民からの意見」の p 8 で指摘したように、全国的に新設住宅着工の近年の低迷する（※）中で、供給区域内の家庭消費者世帯の件数も、下記<参考 9>のように、順調に増加して競合力のあるガス事業者もある。

（※国土交通省資料 <http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h22/hakusho/h23/data/html/ks008040.html> より）

したがって、ガス事業の競争状態については、全国一律で判断するのではなく、地域やガス調達形態などガス事業の実状に応じてキメ細かな判定基準を作るべきと考えるが、エネ庁当局はこれに対してどう考えているのか？

<参考9>

家庭用取付メータ一個数規模別の個数増減率[2013/3 対 2008/3]別事業者数一覧

| 取付メータ数<br>増減率 | ～5,000 個                                                                 | ～10,000 個                                        | ～50,000 個                                                                                   | ～100,000 個                       | 100,000 個～                                      | 計               |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------|
| ≥15%          | 2<br><u>大武</u><br><u>仙南</u>                                              |                                                  | 3<br><u>京和・北日本</u><br><u>日本</u>                                                             | 1<br><u>新日本</u>                  |                                                 | 6<br><br>(3%)   |
| 15%><br>≥10%  | 2<br><u>湯河原</u><br><u>伊奈都市</u>                                           | 1<br><u>中遠</u>                                   | 1<br><u>筑波学園</u>                                                                            | 1<br><u>大東</u>                   | 1<br><u>東彩</u>                                  | 6<br><br>(3%)   |
| 10%><br>≥5%   | 3<br><u>袋井</u><br><u>伊藤忠エネ</u><br><u>甲賀協同</u>                            | 5<br><u>直方・吉田</u><br><u>日高都市</u><br><u>松栄・津島</u> | 5<br><u>武陽・昭島・青梅・</u><br><u>南日本・太田都市</u>                                                    | 2<br><u>長野都市</u><br><u>東日本</u>   | 3<br><u>東京・京葉</u><br><u>武州</u>                  | 18<br><br>(9%)  |
| 5%><br>≥2%    | 1<br><u>十和田</u>                                                          | 1<br><u>埼玉</u>                                   | 10<br><u>厚木・坂戸・野田・</u><br><u>入間・足利・大網白</u><br><u>里・幸手都市・西武</u><br><u>鷺宮・伊勢崎</u>             | 3<br><u>習志野・</u><br><u>大和・沖縄</u> | 5<br><u>大阪・東邦</u><br><u>中部・千葉</u><br><u>太多喜</u> | 20<br><br>(10%) |
| 2%><br>≥0%    | 5<br><u>御殿場・</u><br><u>のしろエネ</u><br><u>伊丹</u><br><u>五条</u><br><u>鬼怒川</u> | 4<br><u>犬山・鳥栖</u><br><u>館林・出雲</u>                | 12<br><u>東海・蒲原・筑紫</u><br><u>河内長野・佐賀</u><br><u>熱海・角栄・大垣</u><br><u>弘前・秦野・東金市</u><br><u>本庄</u> |                                  | 1<br><u>北陸</u>                                  | 22<br><br>(10%) |

(注) 事業者名は順不同。家庭用メータ一個数規模は 2013/3 時点 (出所：ガス事業便覧・ガス事業年報)

下線を引いたガス事業者は、ガス事業便覧で卸供給の相手方として記載がある事業者。

### 3. 家庭部門のエネルギー消費における都市ガス比率について

[資料4（海外ガス事業の状況）](#)のp 33では、「家庭部門において、都市ガスは主に暖房、給湯、厨房などで用いられているが、いずれの用途でも電力、LPガス、灯油等による代替が可能である。一方で、動力、冷房、照明等では電力のみが用いられ、他エネルギーでの代替は困難である。こうした電力と異なる都市ガスの特性のため、家庭のエネルギー消費に占める都市ガスの比率は約2割にとどまる」と記述されている。

この記述は、[資料4（海外ガス事業の状況）](#)のp 33の図表46（下記＜参考10＞）を参照しながらの解説である。

ところで、家庭部門の用途別エネルギー消費状況を見ると、直近のデータ（下記＜参考11＞）として2012年度でのシェアは、動力・照明・冷房（約40%）、給湯・厨房（約36%）、暖房（24%）となっており、これらの用途割合別の熱源消費量により、合計の熱源別消費割合は計算される。

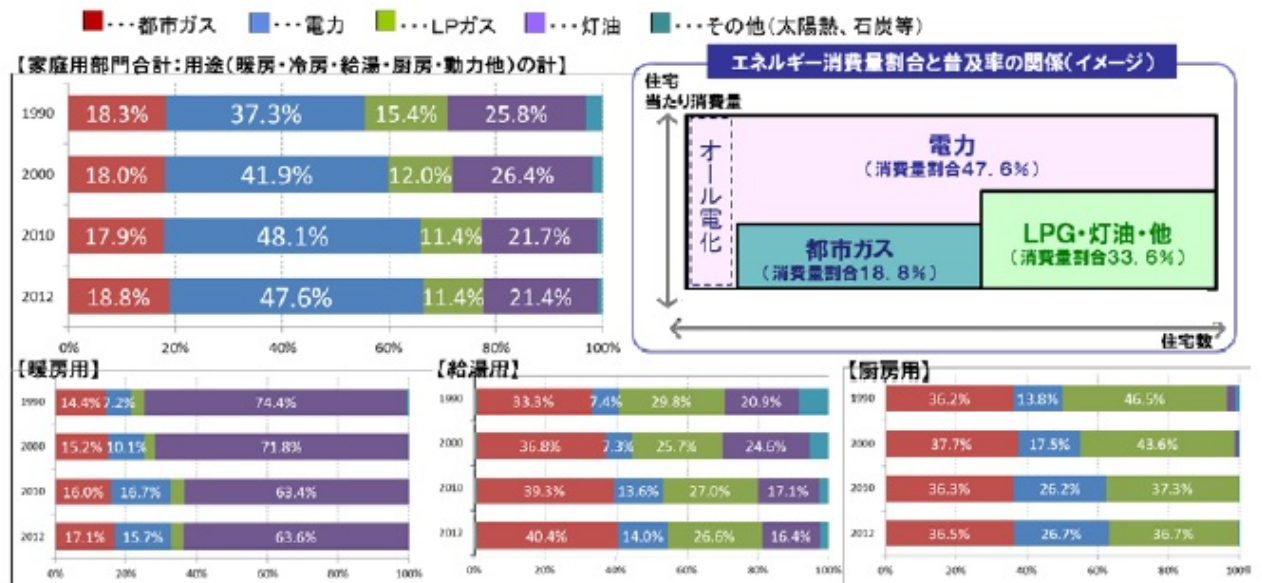
だから、ここで掲げられた「家庭用部門合計」のデータを以て「都市ガスの比率は約2割にとどまる」として都市ガスの競争が厳しいと断じるのは早計である。家庭部門における熱源の選択肢について、冷房や冷蔵庫などの動力・照明は「電気のみ」、厨房と給湯は「LPガス・都市ガス・電気・灯油など熱源のいずれか一つ」、暖房は「それら複数熱源」の総和であるなど、それぞれ異なるからだ。ほぼ熱源が電気のみである動力・照明など約4割の用途を含めて家庭用部門全体を計算すると、電気と比べた都市ガスなど他熱源のシェアが低いのは必然なのである。その中でも、灯油とLPガスの減退と比べて都市ガスは伸長傾向と言える。

以上のことから、都市ガスの競争状態を示す材料として、この＜参考11＞は大きな誤解を与えると考えるが、エネルギー当局はこれに対してどう考えているのか？

＜参考10＞

【図表 46】 家庭用エネルギー源別エネルギー消費量割合

縦軸：年度、横軸：割合（％）



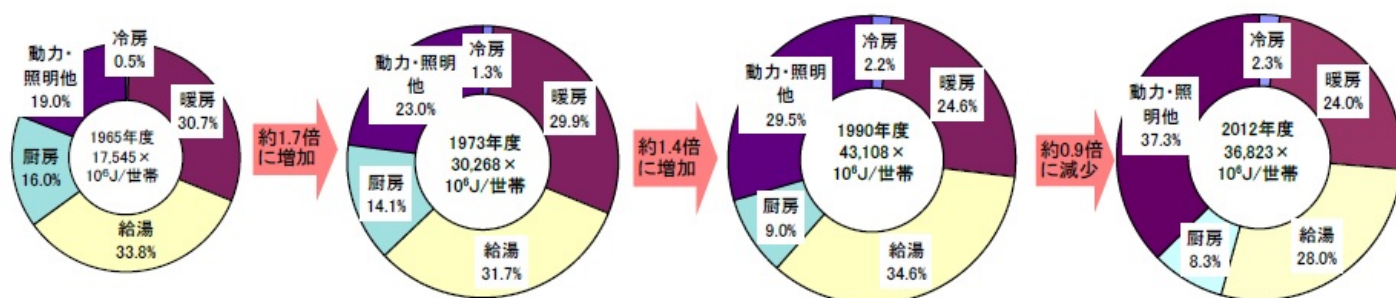
(出典) エネルギー・経済統計要覧 (日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット編) からガス協会作成

(出所: [http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas\\_system/pdf/013\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/013_04_00.pdf) の

p 33)

<参考 1 1>

### 世帯当たりのエネルギー消費原単位と用途別エネルギー消費の変化



(出所: [http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene\\_shinene/sho\\_ene/pdf/002\\_03\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/shoene_shinene/sho_ene/pdf/002_03_00.pdf) の p 3 3)

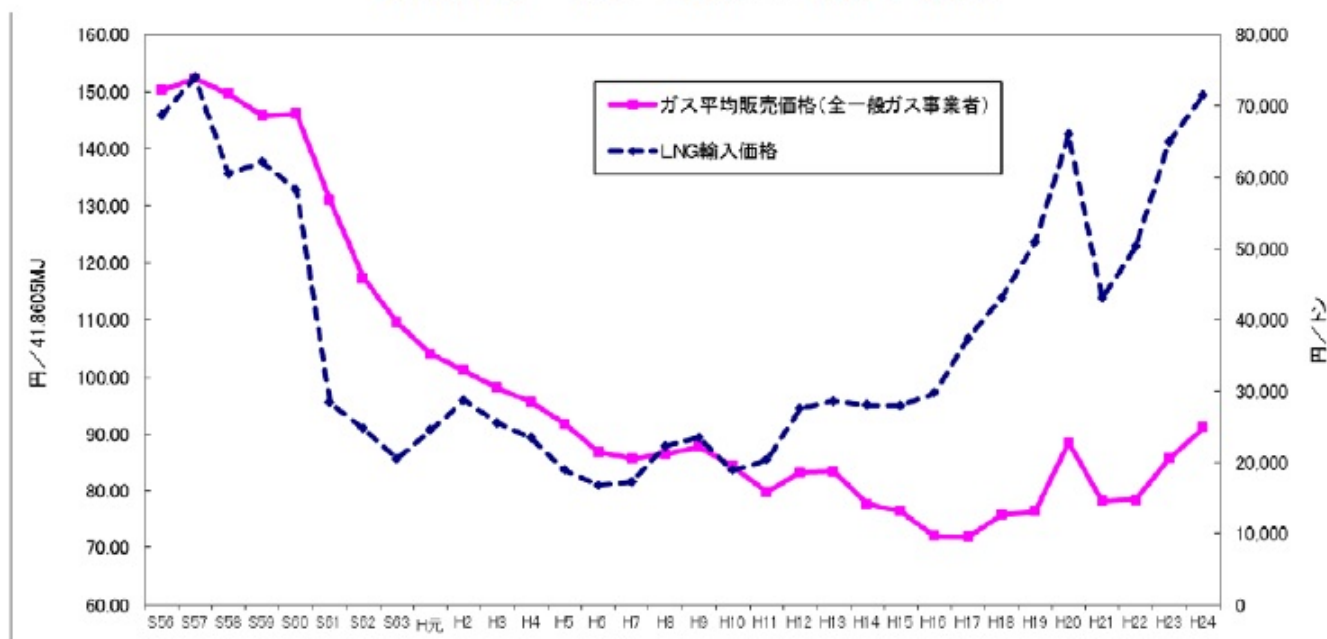
#### 4. ガス小売料金の状況について

資料 4 (海外ガス事業の状況) の p 3 4 では、「大口、小口を合わせた小売料金の平均値は、LNG 価格の低下や事業者の経営効率化努力により、過去 30 年間で 2 分の 1 程度に低下している。一方で、2005 年頃以降の原油価格の高騰に伴い、原油価格と連動して決められることが多い LNG 価格が上昇し、2012 年には 8 万円 / t 台と過去最高となったこと等を背景に、近年小売料金は上昇傾向となっている」と記述されている。

この記述は、資料 4 (海外ガス事業の状況) の p 3 4 の図表 4 7 (下記<参考 1 2>) を参照しながらの解説である。

<参考 1 2>

【図表 47】一般ガス事業の平均料金の推移



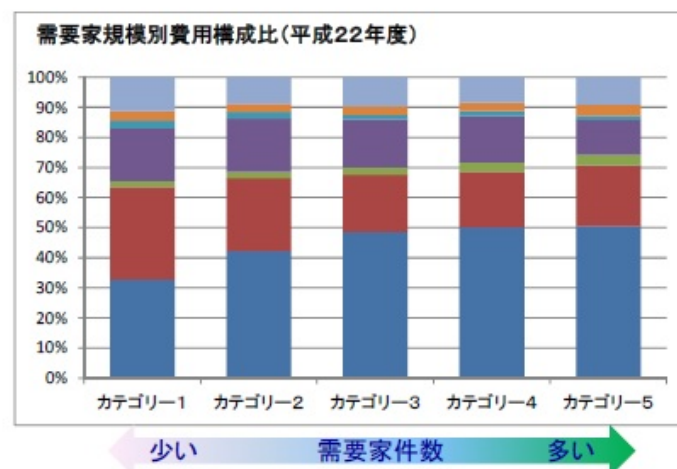
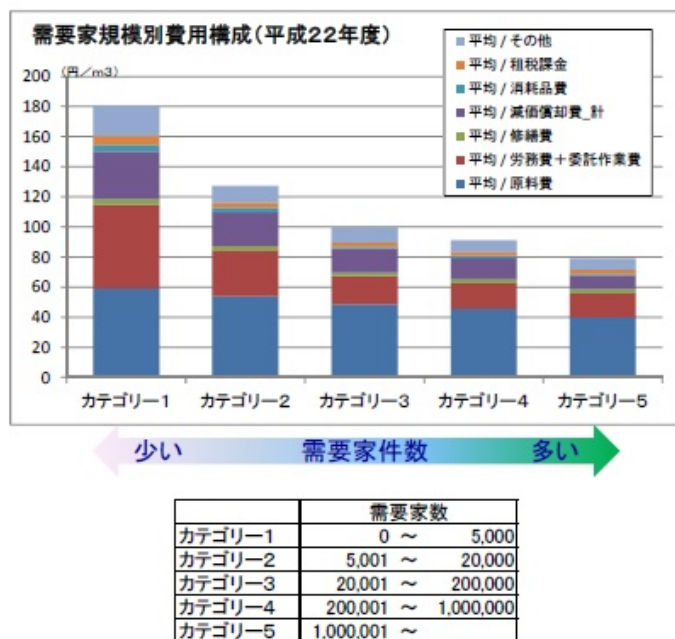
(出典) ガス事業年報、エネルギー・経済統計要覧 2014 から資源エネルギー庁作成

(出所: [http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas\\_system/pdf/013\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/013_04_00.pdf) の p 3 4)

上記＜参考 1 2＞の小売料金の平均単価推移について、全国販売量の 7 割以上を占める大手 4 社とそれ以外のガス事業者に分けながら、或いは下記＜参考 1 3＞のように、原料費の占める割合の違う原料調達形態別ガス事業者グループで分けながら経年の推移を示さなければ、内々価格差の大きい日本のガス事業者それぞれの動向は判然としない。因みに、平成 2 4 年度の経済産業局別の小口料金平均単価の格差は、下記＜参考 1 4＞の通りであり、地方の料金格差は大きいことが窺える。もっとも、公営ガス事業者の料金には議会承認のチェックもあり、比較的低廉な傾向と言われる。

例えば、国全体のガス料金水準を外国と比較するといった視点で語るのであれば、上記＜参考 1 2＞の「平均料金の推移」のようなマクロ指標は有用ではあろう。だが、国内のガス料金規制の在り方を論ずる際には、上述のように大手・中小に分ける、ないしは地域やガス事業形態ごとに分けるといったミクロ指標を扱うべきと考えるが、エネ庁当局はこれに対してどう考えているか？

＜参考 1 3＞



(出所) 各社届出資料等を基に事務局作成(データは平成22年度)

(出所: [http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku\\_gas/gas\\_ryokin/pdf/001\\_06\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/gas_ryokin/pdf/001_06_00.pdf) の p 7)

#### <参考 1 4>

経済産業局別小口平均単価比較 (出所: ガス事業便覧 平成 25 年版)

| 局名   | 平均単価  | 全国 100    |
|------|-------|-----------|
| 北海道  | 134.3 | 9 5 . 5   |
| 東北   | 168.3 | 1 1 9 . 7 |
| 関東   | 132.4 | 9 4 . 2   |
| 中部北陸 | 150.0 | 1 0 6 . 7 |

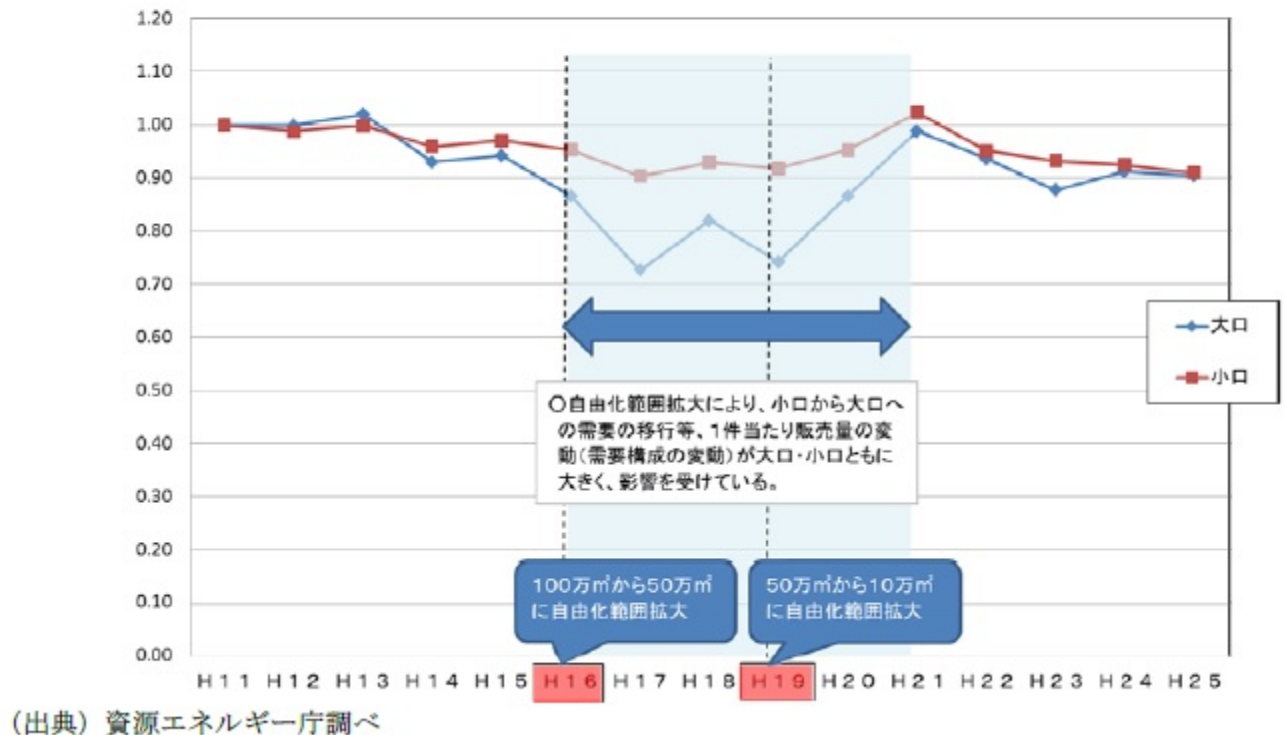
| 局名   | 平均単価  | 合計 100    |
|------|-------|-----------|
| 近畿   | 138.8 | 9 8 . 7   |
| 中国四国 | 188.2 | 1 3 3 . 9 |
| 九州沖縄 | 179.5 | 1 2 7 . 7 |
| 全国平均 | 140.6 | 1 0 0     |

資料 4 (海外ガス事業の状況) の p 3 4 では、「原料費変動の影響を除いた大口 (自由化部門)、小口 (規制部門) 別の、大手 4 社の小売料金の平均値は【図表 4 8】のとおりである。なお大口の範囲は、2 0 0 4 年に年間消費量 1 0 0 万 $\text{m}^3$ から 5 0 万 $\text{m}^3$ へ、2 0 0 7 年に 5 0 万 $\text{m}^3$ から 1 0 万 $\text{m}^3$ へとそれぞれ拡大されており、この変動に伴い、小口から大口への利用者の移動があるため、料金データもその影響を受けていることに注意を要する。原料費変動分を除いた大口料金は、2 0 0 7 年以降の景気後退を背景としたガス消費量の減少などにより上昇したが、その後、再び低下傾向にある。小口料金は、他エネルギーとの競争に対応した事業者の経営効率化等により漸減傾向にある」と記述されている。

この記述は、資料 4 (海外ガス事業の状況) の p 3 5 の図表 4 8 (下記<参考 1 5>)を参照しながらの解説である。

<参考 15>

【図表 48】大手 4 事業者の大口・小口平均単価の推移  
(原料費変動分を除いたもの、平成 11 年の単価 = 1 として指数化)



(出所: [http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas\\_system/pdf/013\\_04\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/013_04_00.pdf) の p 35)

上記<参考 15>によると、自由化後の大口平均単価については、自由化当初に料金低下は見られるが、数年後には変化率の点で小口料金（規制料金）と違いがないことを示している。これは、EUのガス自由化と同様に、ガス料金に関する自由化のメリットが継続しないことを示していると解されるが、エネ庁当局の見解を伺いたい。

## 御意見②（平成 26 年 9 月 17 日）

### （１）ガス小売自由化に伴う家庭消費者保護の措置における懸念

- ①料金値下げと新規参入者の料金規制など『廃止すべき規制』と、自由化後も『残すべき規制』があります。また『新たなエネルギーを選べる消費者』と『現にガスを使い、今後も他の都市ガス会社や他のエネルギーを選択できずに現在の都市ガス会社を利用せざるを得ない消費者』の保護も分けて考えるべきです。後者の消費者に対する料金や最終保障サービスは、これまで独占下で供給してきた既存ガス事業者の独占力が続く間は、既存ガス事業者に対する消費者保護規制として残すべきです。
- ②厨房や給湯エネルギー熱源の 7 割を占めるガスは生活での必需性が高く、LPが減少する中で都市ガスはシェアを拡大している資料が小委員会にあります。消費者団体関係者の内部アンケート[下記(2)] での『現行料金規制維持か経過措置』『最終保障サービス』を望むとした圧倒的多数の回答や、多数の消費者団体からも同様の要望が提出された国民の声[下記(3)]は、自由化対象 2,900 万家庭世帯の意見を代弁していると思います。
- ③『料金はある程度シークレットの部分が自由化の醍醐味で、それを明確にしたら自由ではない。消費者が納得しなければほかに行くのが自由化』との発言が小委員会でガス事業者からありました。ガス事業者側の“料金自由化”に対する正直な狙いだと思います。即ち自由化とは「消費者がガス事業者を選択できる一方で、ガス事業者にも売先の消費者や情報提供内容を選ぶ自由」があることに他ならず、後者において交渉力の乏しい消費者を保護すべきです。
- ④新規参入のない需要分野では、既存ガス事業者がそこに他のコストを野放図に転嫁した値上げや供給拒絶への保護策がなければ、特に集合や賃貸住宅、また低所得者や年金高齢者は他燃料に転換することはほぼ困難です。また供給区域の都市ガス普及率を一概に『他燃料の競争による代替性の指標』とするのは適切とは言えません。新築での他燃料の選択では、供給区域内でもガス導管が未普及の地域において消費者が引込工事を負担する制度がありますが、多額の工事負担のためガス利用を諦めて他燃料にするケースもあります。そのようにガス導管のない地域も含まれる供給区域内の都市ガス普及率は、ガス導管状況や市街地か郊外など居住地域で大きく競争実態が異なるからです。市街地のガス導管が敷設された地域では都市ガス利用が多い可能性もあります。
- ⑤ガスシステム改革の目的には『競争の活性化による料金抑制』と『消費者利益の保護と安全確保』があります。電力システム改革では、競争の活性化までは「経過措置により、需要家の選択肢拡大と需要家の保護を両立」した制度としています。『ガス自由化で大口と同じく競争で料金も下がる』とはあくまで期待であり、競争が確認されるまで、電力料金と同様の措置をとることが『消費者利益の保護に反する』とは到底考えられません。

上限価格となる料金規制を残しても、ガス事業者の多様な値下げ設定には支障にならず、むしろ安易な料金規制の緩和や撤廃は、料金値上げに対する事前の歯止めがなくなり『消費者利益の阻害』になります。

⑥新規参入がない既存ガス事業者の少量需要料金が、新規参入との競争の激しい多量需要料金からのコスト補填を受けられずに料金値上げをする場合でも、行政による事前のコスト検証と消費者への丁寧な説明による透明性により、消費者に安心感と納得感を提供すべきです。また料金値上げ申請を公表しないガス事業者が多い中で、届出制による「著しく不適切な料金設定により大問題」と判断後の事後命令は、その間にも消費者利益が損なわれます。申請段階での料金の妥当性検証で是正をする方が、不適切な料金への抑止力になると思います。

⑦鉄道やバスなど対象事業者数も多い公共運輸機関でも、自家用車等の競争が厳しい中で料金値上げは弾力的な手法で上限価格を査定して地元の消費者保護を残しています。また電力値上げの公聴会では、経産省がホームページと共に地元消費者団体経由での丁寧な周知もしています。ガス料金でもこれら事例を参考にして、規制に係るコスト削減と広報周知に関する工夫をして、消費者保護の行政責任を果たして欲しいと思います。

## (2) 都市ガス自由化に関する緊急内部アンケート結果

○消費者問題に意識の高い地域消費者団体関係者を中心に「ガスシステム改革に関する意識調査」を実施した。約一週間での短期間で回答数は少ないが、論点により回答が集中する傾向があり、都市ガス消費者全体の意識を反映しているのでは、と考えます。今後は的確な消費者意識を把握するためにも、「電気小売自由化に関する国民意識調査（2014年4月5～7日：1500サンプル）」のようなアンケートの必要性を感じました。

[http://www.nacs.or.jp/documents/gas\\_jiyuka-enquete20140903.pdf](http://www.nacs.or.jp/documents/gas_jiyuka-enquete20140903.pdf)

### 【調査方法】

|       |                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| ■調査対象 | 全国消団連、日本消費者協会、東京消団連、日本生協連、NACSの個人会員で一般ガス事業者の利用者                |
| ■調査方法 | 各消費者団体経由での個人会員への電子メールとFAX調査                                    |
| ■調査期間 | 8月18日～8月26日                                                    |
| ■質問項目 | 利用ガス事業者名、電気・ガス小売自由化の認知度、ガス小売自由化の期待と不安内容、料金と最終保障サービス規制・消費者保安の分担 |
| ■添付資料 | ・これまでの審議の整理(小委員会資料の関連箇所抜粋)<br>・全国消費者団体連合会の「ガスシステム改革に対する意見」     |
| ■回答数  | 72件(他に利用ガス事業者無記名とLP利用者の計5件は除外)                                 |

### 【調査結果】

- ほぼ9割に認知される電力自由化と比べ、ガス自由化について回答者の7割が知らないとの回答であった。
- ガス自由化への期待と不安では、『ガス料金』の低廉化の回答が4割以上を占め、次に料金メニューやサービス多様化など小売事業者選択肢の拡大への期待が大きい回答がある反面、料金値上げや勧誘の過熱、あるいは標準的な価格指標の不透明さ等の様々な不安も一樣にある回答となった。
- 8割が現行同様の料金規制維持か電気と同様の経過措置、また9割が最終保障サービスを望む回答であった。
- 消費者保安は自由化の不安内容の1/4を占めていながら、導管事業者が一括して実施すべきとの回答が半数を占めたものの、小売事業者への一括または部分実施も含めた回答数も拮抗した回答結果となった。

(3) 消費者団体によるこれまでの「ガスシステム改革に向けた意見提出」状況

| 消費者団体名                                                                     | 提出日            | 意見概要と公開アドレス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エネルギーシステム<br>改革市民委員会                                                       | 4月25日<br>5月27日 | <a href="http://nishoren.net/energy/6661">http://nishoren.net/energy/6661</a><br>○料金自由化で料金値上げの可能性もあり、 <u>料金規制の経過措置を求める。</u><br>○料金自由化に関し、パブリックコメントのみでなく消費者意見も聞くべき。<br>○保安は従来のガス事業者に委ね、小売は別事業で新規事業者の参入障壁とすべきでない。<br>○定期や緊急保安に必要な種類を類型化する等で、合理的な保安水準保持をすべき。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 日本生活<br>協同組合連合会                                                            | 6月10日          | <a href="http://jccu.coop/info/suggestion/2014/06/post_2607.html">http://jccu.coop/info/suggestion/2014/06/post_2607.html</a><br>○適切に事業者を選択できるよう料金体系や内容等の情報公開と書面交付の義務付け。<br>○ <u>規制なき独占による異常な料金値上げや供給拒否に対する行政による事後的監視の必要。</u><br>○適切な競争環境が形成されるまで、 <u>電力と同様に小売料金規制継続の経過措置の検討。</u><br>○他エネルギー転換は労力と費用がかかり、 <u>電力同様の最終保障サービスを明確化すべき。</u><br>○保安は小売事業者を啓発しつつ、導管からガス設備まで導管事業者が一体的に担うべき。                                                                                                                     |
| 日本消費生活<br>アドバイザー・<br>コンサルタント協会<br>日本消費生活<br>アドバイザー・<br>コンサルタント協会<br>(NACS) | 7月4日           | <a href="http://www.nacs.or.jp/tokubetuinkai/documents/gassystem20140714.pdf">http://www.nacs.or.jp/tokubetuinkai/documents/gassystem20140714.pdf</a><br>○健全で競争的な市場が育成までは、 <u>小売料金値上げ認可の料金規制の経過措置を求める。</u><br>○ <u>届出制料金規制は、「大問題」となり変更命令が出るまで消費者不利益となるので反対。</u><br>○ <u>低所得者や賃貸・集合住宅では他燃料転換が困難なので、最終保障サービスが必要。</u><br>○ <u>料金規制の経過措置後も競争状態の監視・命令により是正する行政権限を残すべき。</u><br>○保安業務は分割せずに、小売事業者が補完的に協働した導管事業者が負うべき。<br>○LPも標準価格表の公表と個別に供給条件が違う場合は、書面交付を義務付けるべき。<br>○消費者団体等の利害関係者の意見聴取や「国民の声」への見解を一定期間で公表すべき。 |
| 日本消費者<br>協会                                                                | 7月4日           | ○導管と小売事業者が分割された場合の保安維持管理体制を確保すべき。<br>○ <u>料金体系を標準化して比較を容易にすると共に、一方的値上げ通告への歯止めが必要。</u><br>○消費者向けエネルギー総合相談や情報提供としての第三者機関を設置して欲しい。<br>○事業者以外に、特に地方都市ガス供給地域の消費者に制度改革説明と意見聴取をすべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 主婦連合会                                                                      | 7月11日          | <a href="http://shufuren.net/PDF/gasikensvo_20140714.pdf">http://shufuren.net/PDF/gasikensvo_20140714.pdf</a><br>○LPや欧米での自由化の長・短所の公表と、委員会議論を国民に広く情報提供すべき。<br>○敷地内に立入るガス保安は、公益事業として地元の導管事業者が一括責任を持つべき。<br>○ <u>料金値上げや継続的供給拒否に関する消費者保護規制は維持すべき。</u><br>○生活弱者への安価な供給継続配慮と、LPの標準料金表公表と書面義務付けをすべき。                                                                                                                                                                                                           |
| 東京都地域<br>婦人団体連盟                                                            | 7月14日          | ○自由化による残存の古いガス管問題に関する解決停滞や保安水準の低下を防ぐべき。<br>○自由化によるパイプライン網整備遅延や震災や採算による供給途絶がないようにすべき。<br>○自由化による保安に関する技術者確保や養成制度弱体化防止と保安責任明確化をすべき。<br>○寡占化による消費者不利益防止のため、 <u>料金上限などユニバーサルサービス視点が必要。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 全国消費者<br>団体連絡会                                                             | 7月31日          | <a href="http://www.shodanren.gr.jp/database/285.htm">http://www.shodanren.gr.jp/database/285.htm</a><br>○料金体系や内訳の透明化や比較容易化、表示内容基準やLP料金表公開の情報公開整備。<br>○ <u>料金値上げ認可の経過措置と、競争状態を確認する消費者も参加する第三者機関の構築。</u><br>○ <u>規制なき独占による異常な値上げや供給拒否防止のため、事後的な行政権限を残すべき。</u><br>○他エネルギー変更は労力と費用が掛るので <u>最終保障サービスで供給責任を明確化すべき。</u><br>○保安に関する事業者の役割と責任の明確化と、関係事業者と消費者への教育体制の構築。<br>○エネルギー自由化に伴う取引トラブルに関する中立・公正な総合的相談窓口の設置検討。<br>○消費者団体等の関係団体の意見聴取や、一定期間での「国民の声」への見解公表をすべき。                                               |

(4) ガス自由化やガス料金制度に関する学習(講演会)

<注>学習会参加人数は5～30名まで様々

| 会 合 名                           | 日時            | 主 催               | 講義事例と公開アドレス                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------|---------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ガス料金制度の仕組みと見直しの方向性について          | 1月21日         | 全国消団連             | <a href="http://www.shodanren.gr.jp/Annai/445.htm">http://www.shodanren.gr.jp/Annai/445.htm</a><br>・家庭エネルギー価格推移実態<br>・内々価格差3.7倍、対LP価格差1.9倍<br>・不透明なLP取引                                                                  |
| ガス体エネルギー制度改革の考え方                | 1月21日         | 公益事業学会<br>ガス制度研究会 | <a href="http://blog.livedoor.jp/kasumigaseki_soken/archives/35847839.html">http://blog.livedoor.jp/kasumigaseki_soken/archives/35847839.html</a><br>・海外のガス自由化と料金増高実態<br>・営業費高等による対米内外価格差4.6倍<br>・家庭用ガス保安規制と事故発生状況       |
| (ガス制度研究会シンポジウム)<br>ガス事業改革と消費者保護 | 3月18日         | 公益事業学会<br>ガス制度研究会 | <a href="https://www.youtube.com/watch?v=lobfGzGtKk">https://www.youtube.com/watch?v=lobfGzGtKk</a><br>・不十分な競争による“規制なき独占”と料金値上げ<br>・LP取引実態の先例と都市ガス自由化<br>・補充的上限料金や最終保障規制の必要性                                             |
| 都市ガス自由化学習会                      | 4月23日         | 主婦連合会             | <a href="http://shufuren.net/PDF/gas_140423.pdf">http://shufuren.net/PDF/gas_140423.pdf</a><br>・料金規制の失敗とガス自由化による消費者利益<br>・エネルギーサービスのセキュリティ、保安のあり方<br>・自由化による消費者全体利益と赤字サービス値上げ                                            |
| ガスシステム改革とガス料金自由化の方向性について        | 6月3日          | 全国消団連             | <a href="http://www.shodanren.gr.jp/Annai/455.htm">http://www.shodanren.gr.jp/Annai/455.htm</a><br>・天然ガスの将来性及び利用と一般ガスの現状<br>・日本の小売自由化実態とガスシステム改革の検討状況<br>・英国の価格比較対事例と欧州の供給者変更率                                           |
| ガスシステム改革における消費者保護               | 8月20日         | 消費者団体<br>有志       | <a href="http://blog.livedoor.jp/kasumigaseki_soken/archives/39822969.html">http://blog.livedoor.jp/kasumigaseki_soken/archives/39822969.html</a><br>・料金認可規制廃止や届出制に関する課題<br>・家庭用ガスにおける他燃料競合の地域格差<br>・欧州ガス自由化と家庭規制料金維持の状況 |
| ガスシステム改革                        | 9月2日          | 全国消団連             | ・小委員会でのこれまでの議論と今後の検討内容<br>・託送料金の消費者参画と市場監視の実施組織<br>・自由化における三段階料金のA料金の位置づけ                                                                                                                                                |
| ガス自由化について(仮)                    | 9月26日<br>(予定) | NACS              |                                                                                                                                                                                                                          |

(5) ガスシステム改革に関する消費者委員会の状況

□消費者委員会第10回公共料金等専門調査会(座長:古城上智大法学部教授)

|      |                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○日 時 | 平成26年8月20日                                                                                                   |
| ○議 事 | 公共料金問題に係る検討の進め方について                                                                                          |
| ○資 料 | 「公共料金問題に係る論点整理(案)」<br>【検討課題】電力システム改革・ガスシステム改革<br>【これまでの経緯】経済産業省総合資源エネルギー調査会「ガスシステム改革小委員会」において検討中(H25.11.12～) |

【今後の検討項目】ガスシステム改革については、ガスシステム改革小委員会における検討結果がある程度まとまった段階で、必要に応じて意見表明を検討

○発言 「今後の検討項目について制度自体が決まった後では遅い。システム改革への消費者の参加が必要。システム改革について消費者に情報提供され理解する機会があり、その上で消費者の意見が改革に反映されることが重要」・・・消費者代表委員

## 7. 参考

平成 26 年 9 月 3 日

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)

### 都市ガス自由化に関する緊急内部アンケートについて

都市ガス自由化に関して審議する経済産業省ガスシステム改革小委員会では、7 月 31 日に「これまでの審議の整理」を公表しました。そこでは家庭消費者にも影響の大きな料金規制、最終保障サービスや消費者保安の論点に関しては、消団連など多くの消費者団体から「国民からの意見」として懸念する意見提出もあり、検討継続となっています。

ついては、複数の消費者団体のご協力を得て、傘下の個人会員などに 8 月 18 日から、それらの論点に関しての緊急内部アンケートを実施した結果概要は以下の通りです。

この結果を踏まえて、今後のガス自由化の議論に生かしていきたいと思えます。

夏休み中の短期間でのアンケート実施にも関わらず、ご協力頂いた消費者団体や回答頂いた方々には、厚く感謝申し上げます。

#### 1. 調査方法

|       |                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| ■調査対象 | 全国消団連、日本消費者協会、東京消団連、日本生協連、NACS の個人会員で一般ガス事業者の利用者               |
| ■調査方法 | 各消費者団体経由での個人会員への電子メールと FAX 調査                                  |
| ■調査期間 | 8 月 18 日～8 月 26 日                                              |
| ■質問項目 | 利用ガス事業者名、電気・ガス小売自由化の認知度、ガス小売自由化の期待と不安内容、料金と最終保障サービス規制・消費者保安の分担 |
| ■添付資料 | ○これまでの審議の整理(上記小委員会資料の関連箇所抜粋) ○全国消費者団体連合会の「ガスシステム改革に対する意見」      |
| ■ご回答数 | 72 件(他に利用ガス事業者無記名と LP 利用者の計 5 件は除外)                            |

#### 2. 結果概況と受け止め

■1 週間の短期間での緊急アンケートのため回答件数が 70 余件と少なく、また設問の咀嚼が不十分で、対象者選択などアンケート手法も専門的でない点もあり、必ずしも家庭消費者の意識を精度高く反映しているかについては不安な面もあります。

■しかし、今回アンケートに回答頂いた方々は、消費生活アドバイザーや消費生活コンサルタントを含めて消費者問題に精通した消費者団体の会員のため、長文の添付資料からガス小売自由化に関する論点を把握し、一般家庭消費者の意識を先行的に捉えた大勢の意思が示されていると考えます。こ

の結果は、ガスシステム改革に関して各消費者団体から懸念事項として提出された国民の意見を裏打ちするとも思います。

■回答の集計結果から、第一に約2,900万件の国民生活に必要不可欠なガス小売自由化について、ほぼ9割に知られている電力小売自由化と比べ回答者の7割が知らないままに議論が進められ家庭用のガス自由化が決まることは問題だと思います。電力自由化と同じく、経済産業省は各消費者団体と協力して、ガス自由化の内容を決める前にわかりやすい説明と周知をして、国民に向けた理解を浸透させる必要性を痛感しました。

■そのためには、家庭消費者もその内容を積極的に学習して、意見を集約していくべきです。各消費者団体の地方組織において、地元のガス事業者を交えたガス料金の内々価格差解消や大口・小口の部門別収支の勉強を通して、家庭用まで小売自由化がされた場合に、大口と同様の消費者利益を理解する必要があります。

■その上で経済産業省は、電力小売自由化の国民意識調査(本年6月実施)と同じくガス事業法改正の前までに、ガス小売自由化に関する国民意識調査を実施して、消費者の期待の実現と不安の安全網に関する措置を法律改正に反映させるべきだと考えます。

■ガス小売自由化に関する消費者の期待と不安では、「ガス料金」の低廉化が4割以上を占め、次に料金メニューやサービス多様化など小売事業者選択肢の拡大への期待が大きい反面、料金値上げや勧誘の過熱、あるいは標準的な価格指標が不透明などLP販売で顕在化している様々な不安も一様持っていることも判明しました。

自由化とは、消費者が事業者を選ぶ反面、事業者も消費者を選ぶことになります。これらの不安の払拭のための具体的な消費者保護策をしっかりと要求すべきだと感じました。

■国民生活における厨房や給湯でのガスは、電力同様の必需性を有しており、回答の8割が現行同様の料金規制の維持あるいは電気の自由化と同様の経過措置、また9割が最終保障サービスの措置を望む回答に収斂していることも判明しました。この論点では、ほぼ大多数の家庭消費者の意見を反映しているとの前提で、「ガスの代替性だけで既存ガス消費者の保護策を切り捨てるべきではない」、「需要家の小売事業者やサービスの選択肢拡大は、料金と最終保障サービスの規制による消費者保護と両立させるべき」との意を強くしました。

■消費者保安については、ガス小売自由化の不安内容の1/4を占めていながら、その分担は、分担せず  
に導管事業者が一括して実施すべきとの回答が半数を占めているものの、小売事業者への一括または部分実施も含めた回答数も拮抗していました。

ガス小売自由化に伴い消費者の自己責任も拡大することから、消費者保安について専門的に審議される経済産業省ガス安全小委員会の消費者委員とも、アンケート結果を踏まえて緊密に連携をとり、ガス小売が自由化されても従来通りの安心・安全が確保される措置をガス事業者に求めて行くべきだと考えます。

■最後に、ガス導管を通じた都市ガス同士の活発な競争が起こらない地域では、都市ガスを利用する消費者にはオール電化やLPガスへの転換がコスト面で、またマンションや賃貸住宅では現実的に難しい

実態を踏まえ、消費者委員会や国会審議でも幅広く料金規制のあり方など、家庭消費者の利益保護措置を粘り強く主張すべきと考えます。

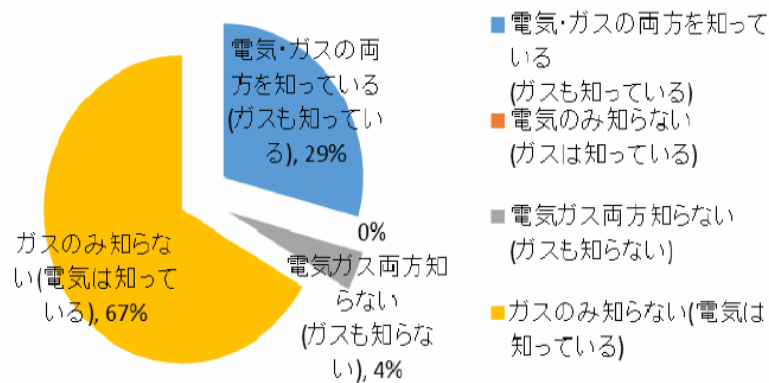
### 3. 結果概要

#### ①利用ガス事業者名（回答 72 件）

東京ガス 31、北海道ガス 6、西部ガス 6、四国ガス 6、大阪ガス 5、京葉ガス 4、広島ガス 4、北陸ガス 2、大津市企業局、仙台市ガス局・松江市ガス局・青森ガス・越後天然ガス・松本ガス・武陽ガス・筑紫ガス 各 1

#### ②電気・ガス小売自由化の認知度割合（回答 72 件）

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ○両方の自由化を知っている 29% | ○両方とも自由化を知らない 4%  |
| ○電気のみ自由化を知らない 0%  | ○ガスのみ自由化を知らない 67% |



#### 【設問】

家庭用を含めた電気や一般ガスの小売自由化（地域独占や料金規制等の撤廃）の動向について、新聞等の報道で知っていましたか？

【該当の記号があれば○をつけて下さい】 ← 「1 か 2 つ回答」と誤記訂正

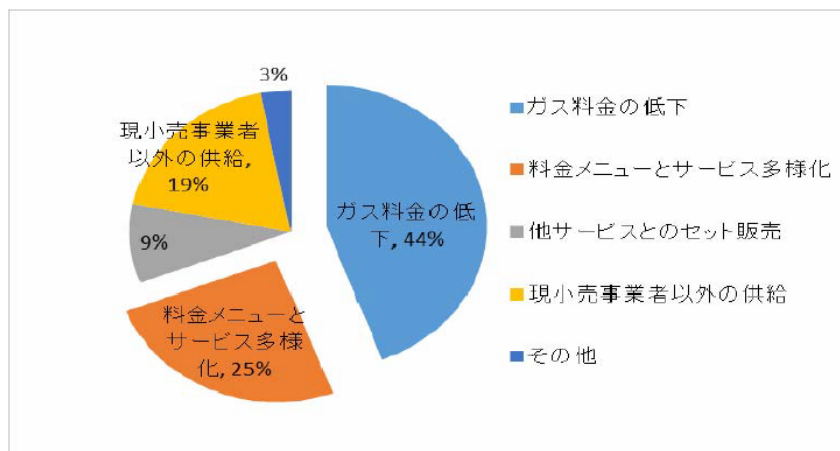
1. 電気の小売自由化の動向については、まったく知らない
2. 一般ガスの小売自由化の動向については、まったく知らない

#### ③ガス小売自由化の期待[2 つ回答]（回答 132 件）

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| ○ガス料金の低下 44%     | ○料金メニューとサービス多様化 25% |
| ○他サービスとのセット販売 9% | ○現小売事業者以外の供給 19%    |
| ○その他 3%          |                     |

#### ＜その他:自由記述＞

・消費者に選択してもらえるように安全性、料金等、これまで以上に消費者志向になること。・全く知らないの期待も不安も感じていない。・特にない。



【設問】

一般ガスの小売自由化（地域独占や料金規制等の撤廃）に期待することは何ですか？

【より該当する記号に2つ〇を付けて下さい。その他の期待があれば（ ）に記述して下さい】

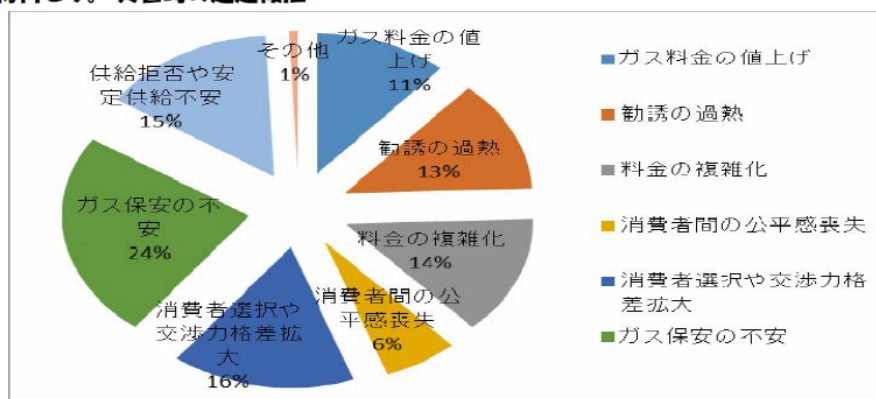
1. 小売事業者間との競争で一般ガス料金が下がること
2. 多種多様な一般ガス料金メニューやガスに関連するサービスが提供されること
3. 一般ガスと電気や通信など他のサービスと一括したセット販売が提供されること
4. 小売独占していた一般ガス事業者以外の多様な小売事業者から供給を受けられること
5. その他（自由記述： ）

④ガス小売自由化の不安[2つ回答]（回答 140 件）

- ガス料金の値上げ 11% ○勧誘の過熱 13% ○料金の複雑化 14%  
 ○適用料金の公平感の喪失 6% ○消費者の選択や交渉力格差拡大 16%  
 ○消費者保安の的確性 24% ○供給拒否や安定供給の支障 15% ○その他 1%

＜その他:自由記述＞

・全く知らないで期待も不安も感じていない。・問④は③の期待と裏腹で、価格競争が過熱すれば不安材料です。・災害時の迅速復旧



【設問】

一般ガスの小売自由化（地域独占や料金規制等の撤廃）に不安を感じることは何ですか？

【より該当する記号に2つ○を付けて下さい。その他の不安があれば（ ）に記述して下さい】

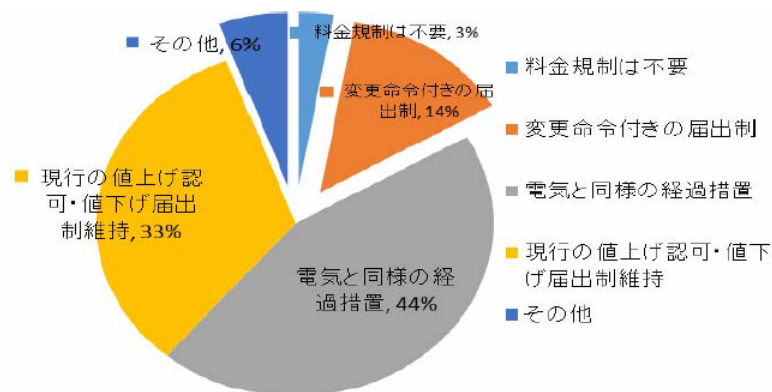
1. 小売事業者間での競争がなく、これまでの一般ガス料金が上がること
2. 小売事業者や仲介業者（ブローカー等）による勧誘電話や訪問販売等が過熱すること
3. 料金の複雑化や、電気など他サービスのセット販売で格安な料金と比較できないこと
4. 標準的な料金表が公表されず同一使用量でも戸別の料金が違い公平感がなくなること
5. 消費者の小売事業者を選択する能力や交渉力の違いにより損得の格差が生じること
6. 消費者敷地内での小売事業者によるガス保安の対応が的確に実施されないこと
7. 小売事業者から供給を拒否されたり、小売事業者の倒産等で安定供給がされないこと
8. その他（自由記述： ）

⑤ガス料金規制のあり方[1つ回答]（回答 72 件）

○規制は不要 3% ○変更命令付の届出制 14% ○電気と同様の経過措置 44%  
○現行通りの認可制維持 33% ○その他 6%

＜その他自由記述＞

・全く知らないで期待も不安も感じていない。・特にない。・わからない。



【設問】

既に自由化している大口ガス小売分野に有力な参入者が存在して一定の参入がある点、一般ガスはオール電化やLPガスなど他エネルギーとの競争が活発である点などから、一般ガスの小売全面自由化に伴い、料金規制（経済産業省による値上げ事前査定の認可制・値下げ届出制）を廃止する、との小委員会での提起についてどう考えますか？

（注）電気は国民生活に必需で代替性に乏しく、既存電力会社に対抗する競争者が十分に存在しないことから、電気小売自由化後しばらくは既存電力会社に規制料金での供給義務を課す経過的な保護措置をとります。また、既存電力会社の料金値下げの自由度は高め、既存と新規電力会社間での変更も可能とすることで「消費者の選択肢拡大」と「消費者の保護」を両立させています。

【該当する記号に1つ○を付けて下さい。その他の意見があれば（ ）に記述して下さい】

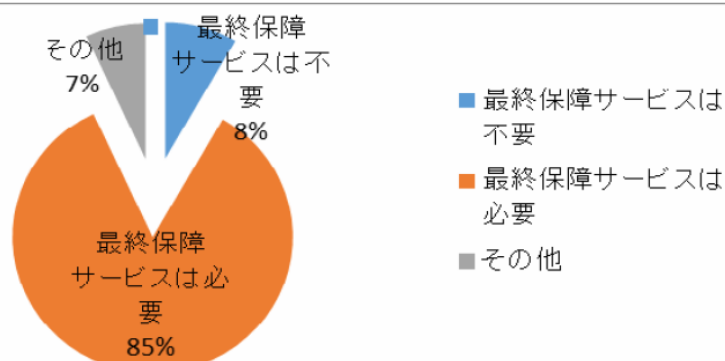
1. 一般ガスは新規参入が見込まれ、他燃料との代替性もあり料金規制は廃止してよい 2. 小売事業者の料金を届出制とし、著しく不適切な料金値上げなど大問題が生じた場合に、経済産業省が改善命令をかける事後的な料金規制とする
3. 一般ガスへの新規参入が不十分な状況で既存ガス事業者の料金が値上げされた場合、他エネルギーへの転換はコスト負担になるので、新規参入による競争が実現するまで、既存ガス事業者に電気と同様の経済産業省による料金経過措置を上限価格として残す
4. 一般ガスへの新規参入があっても、持家戸建と違い賃貸住宅やマンションでは戸別に他エネルギーへの転換が困難なので、既存ガス事業者の値上げは経済産業省の事前査定の認可制を維持する（既存事業者の値下げと新規参入者の料金規制は自由とする）
5. その他（自由記述： ）

#### ⑥最終保障サービスの必要性[1つ回答] （回答 72 件）

○最終保障サービスは不要 8% ○最終保障サービスは必要 85% ○その他 7%

〈その他:自由記述〉

- ・代替性があることは認めますが、代替可能となるまでには一定の時間とコストが発生し、簡単ではありません。従いまして、代替性があっても最終保障サービスは必要だと思います
- ・個人住宅であっても、非常時に備えてエネルギー源は複数のインフラを確保すべき、と言うのが私の考えです。従いまして、オール電化などは考えたこともありません。よって、ガスにおいても最終保障サービスは必要と考えます。
- ・最終保障サービスや倒産などの互助機能が小売事業者の連合会などが持ち、健全な小売業者に割り振るような機能を持つとよい。
- ・興味ない。・全く知らないなので期待も不安も感じていない。



#### 【設問】

一般ガスは電気と違い、供給区域が全国地域に及んでおらず、熱エネルギー源としてLPガス、電力、石油等の代替手段が比較的容易に確保されるので、小売自由化に伴い最終保障サービス[料金等に関して、すべての小売事業者と合意できない消費者への一定条件による供給義務]を制度化する必要がある、との小委員会での提案についてどのように考えますか？

（注）電気の小売自由化では、電気が国民生活に不可欠な必需財との観点から、一般送配電事業者（独占的公道ネットワーク事業者）が最終保障サービスの条件を届出して実施することになります。

【該当する記号に1つ○を付けて下さい。その他の意見があれば（）に記述して下さい】

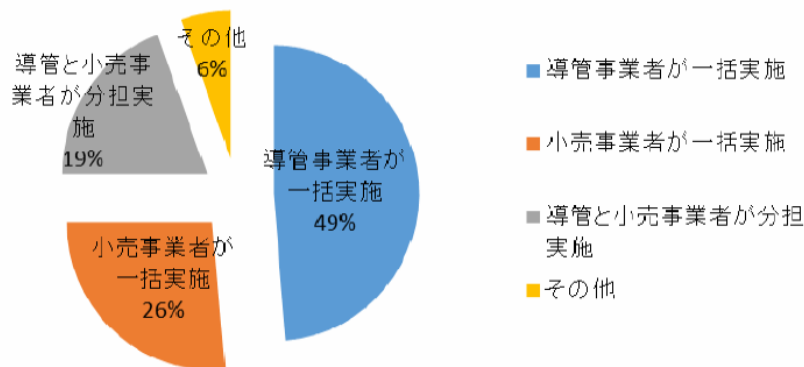
1. 一般ガスは、他燃料との代替性もあり最終保障サービスは不要である
2. 一般ガスは、台所や給湯用のガスでは生活に必要不可欠であり、他燃料への転換が実質的に難しいので、小売事業者の倒産や、一般ガスの競争がない場合に一方的な供給拒否の安全網として、最終保障サービスを導管事業者または小売事業者に義務付ける
3. その他（自由記述： ）

#### ①消費者保安の分担[1つ回答]（回答 72 件）

- 導管事業者が一括実施 49% ○小売事業者が一括実施 26%  
 ○導管事業者が「緊急出動とガス漏調査」、小売事業者が「機器安全調査と周知」を分担実施 19%  
 ○その他 6%

＜その他:自由記述＞

- ・製造・販売する事業者の責任・義務として当然のことと考えます。ガス使用の安全や保安についてかわいを持たないガス供給事業者など考えられません。
- ・その場合は、保安の質やサービスがこれまでより低下しないよう一定の保安基準適合維持の義務を法律で負わせることとする。
- ・全く知らないの期待も不安も感じていない。・わからない



#### 【設問】

敷地（家屋）内に立入る消費者保安について、小売事業者[新規または従来の一般ガス事業者]、導管事業者[公道の保安責任を持つ従来の一般ガス事業者]のどちらが責任を持つと安心できますか？

（注）敷地（家屋）内の消費者保安は、「緊急出動」「ガス漏れやガス機器の安全調査と周知」などがあり、これまでは独占的にガス供給をする一般ガス事業者が責任が義務づけられています。

【該当する記号に1つ○を付けて下さい。その他があれば（）に記述して下さい】

1. 小売事業者は小売のみ実施し、従来の保安能力を有する一般ガス事業者である導管事業者が、公道の保安も含め敷地（家屋）内に立入る消費者保安の責任も一体的に持つ
2. 新規の小売事業者も新たな保安体制や技術を確保したり保安を外注化して、小売事業者が敷地（家屋）内に立入る消費者保安の責任を一括して持つ
3. 小売事業者はガス機器の安全調査と周知を、導管事業者は緊急出動やガス漏れ調査など、分割して別々に訪問して敷地（家屋）内に立入る消費者保安の責任を持つ
4. その他（自由記述： ）

**\*自由回答追記**

- ・我が国の電力とガス会社が協同して原油、天然ガスその他のエネルギーを格安で輸入する仕組みが必要。現在は我が国は世界で最も高い価格で輸入しているのではないのでしょうか。
- ・消費者がコンロや風呂で直接火力を使うときは送電ロスを考慮すれば電力よりガスが有利だと思います。ガス業界はそこをPRすべきと考えます。
- ・敷地内導管や本管の老朽化によるガス漏れ事故は、北見市などでの事例も発生しており、また簡易ガス事業は、過疎化などによる利用者減から曲がり角であろう。LPガスは自由料金設定制で正直高い価格設定であろう。(都市ガスの代替エネルギーにはない得ないと思う。)
- ・都市ガスは、价格的には比較的安価なエネルギー源との認識であり、これ以上下げる必要があるか疑問である。県別に都市ガス県、LPガス県があり、県別シェアに大きな開きがある。
- ・本県(新潟県)は都市ガス県で、世帯数の69%が都市ガス利用、この逆に70%がLPガス使用県もある。電気と同一に小売り自由化を考えるのは、問題があるのではないか。